

会 費 規 程

一般社団法人日本ダイカスト協会

第1条 本規程は、定款第7条による入会金及び会費の徴収についてこれを定める。

第2条 入会金及び会費は、下記の区分により徴収する。

1. 入会金

(1) 正 会 員 50,000円

(2) 賛助会員 50,000円

2. 会費

(1) 正会員

ランク	年 商 *注	月額会費(千円)
1	1億円未満	5
2	1億円以上 3億円未満	5
3	3億円以上 5億円未満	10
4	5億円以上 10億円未満	16
5	10億円以上 15億円未満	23
6	15億円以上 20億円未満	30
7	20億円以上 30億円未満	40
8	30億円以上 40億円未満	50
9	40億円以上 50億円未満	60
10	50億円以上 60億円未満	70
11	60億円以上 70億円未満	80
12	70億円以上 80億円未満	90
13	80億円以上 90億円未満	100
14	90億円以上 100億円未満	110
15	100億円以上 120億円未満	120
16	120億円以上 140億円未満	130
17	140億円以上 160億円未満	140
18	160億円以上 180億円未満	150
19	180億円以上 200億円未満	160
20	200億円以上	180

*注：ダイカストの鑄放し製品、加工製品（ひずみ取り、安定化処理、含浸処理、機械加工及び各種表面処理を施した製品）及び金型の国内販売額をいう。
なお、この国内販売額には、系列企業及び協力工場で生産し、貴社が買取り、販売している額を含む。

(2) 賛助会員

区 分	月額会費(円)
賛助会員	8,000
亜鉛合金ダイカスト品質証明制度の適用を受ける賛助会員	13,000

第3条 会費は、四半期ごとに前納するものとする。

第4条 既納の入会金及び会費は、これを返却しない。

第5条 この規程の改正、廃止は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この会費規程は、昭和55年4月1日より施行する。

2. 会費ランクの見直しは、原則として隔年ごとに理事会に諮りこれを行う。

改正：平成 7年 8月 8日 改正施行

平成18年 4月 1日 改正施行
平成19年 11月 8日 改正施行
平成21年 3月 19日 改正・平成22年4月1日施行（正会員会費のみ改正）

法人格名変更：平成24年4月1日 定款（H24.04.01 変更）附則第5号の法人格表記読替え
規定に基づく変更

改正：平成30年 3月 23日 改正施行（年商定義の明確化）
2019年10月15日 改正・2020年4月1日施行（賛助会員会費のみ改正）